

# Diversification of Proceedings in Civil Dispute Resolution and Current Challenges

Klaus Bacher  
Presiding Judge  
Federal Court of Justice (Bundesgerichtshof)  
Karlsruhe, Germany

Judicial Symposium on Intellectual Property 2022  
Tokyo, 27 October 2022

# 知財調停手続

## – 民事訴訟法

- 278条(2002年より)
  - 各々の裁判所でのヒアリングに先立って、調停ヒアリングが実施される  
そのようなヒアリングに成功の見込みが明らかでない場合…を除いて
  - 判断を行う権限を持たず、この目的のために任せられた裁判官（調停裁判官）に…裁判所は、当事者の調停ヒアリングを委託することができる
- 278条 a  
裁判所は、当事者に対し、（外部の）調停その他の裁判外紛争解決手続の実施を提案することができる。

## – 知財事件

- 特別なルールはない
- 特別な事件における調停裁判官への委託

# 連邦通常裁判所におけるビデオ会議

## – ハイブリッド・ヒアリング

- 裁判官全員と、1 当事者当たり 2～3 人の弁護士が法廷に
- その他の弁護士、代理人又はアドバイザーはオンラインで参加
- パンデミック中の緊急措置として創設
- 当事者の要求に応じ、常置の手法として残る見込み

## – 書面や図のビジュアル化

- ヒアリングで議論される全ての関連書面をスクリーンでシェア
- リモート、ハイブリッド及び裁判所でのヒアリングで利用

## – デジタル化

- 2022年1月から、弁護士は全ての書類をオンラインで裁判所に提出しなければならない
- 2026年1月から、ドイツの全ての裁判所は記録を電子データで保存しなければならない
- 特許部門においては、2022年12月から電子申立てが導入される

## 二つの小法廷の写真



# 統一特許裁判所（UPC）

## – 現状（急激な進展）

- 2022年1月19日：暫定適用期間の開始
- 2022年2月23日：管理委員会の設立総会
- 2022年7月14日：手続規則と費用一覧表の採択
- 2022年8月：裁判官の選定
- 2022年末までには理事会メンバーが任命される
- 2023年の初めに統一特許裁判所協定が発効

## – 基本構造

- 第1審裁判所
  - パリとミュンヘンに中央部
  - 複数の国に地方部又は地域部,  
ドイツには4つの地方部（デュッセルドルフ、ハンブルク、マンハイム、ミュンヘン）
- 控訴審、ルクセンブルクに設置